訪問看護医療情報連携加算に伴う掲示について

すみれ訪問看護ステーションは２０２６年診療報酬改定に基づき、ICT ツール(電子連絡帳・医療情報共有システム等)を活用して関係機関と情報を共有する「訪問看護医療情報連携加算」の算定を開始いたします。

1. 目的

主治医、薬剤師、ケアマネジャー等と ICT(電子情報処理組織)を用いて平時から診療情報やケアの状況を共有・活用し、より安全で質の高い訪問看護を提供することを目的としています。

2. 対象となる方

在宅で療養を行っており、通院が困難な方のうち、ご本人の同意が得られた方を対象としています。

3. 連携体制

当事業所は、下記の連携先の医療関係職種等が ICT（電子連絡帳・医療情報共有システム等）を用いて記録した診療情報等を常時確認できる体制を構築しており、その情報を活用して計画的な訪問看護の管理を行うための体制を整備しております。また、当事業所の看護師等が指定訪問看護を行った際の情報（バイタルデータの変化、内服状況、緊急時の対応方針など）についても ICT を用いて記録し、ご本人の同意を得た範囲内で関係職種等へ共有いたします。

【連携先事業所】

かりん在宅クリニック、くらしケアクリニック城東、祐ホームクリニック吾妻橋、

よいとこ墨田クリニック、テルウェル東日本　東京東ケアプランセンタ、鐘ヶ渕薬局　（順不同）

※上記以外の連携機関（保険医療機関、保険薬局、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等）についても、ICT を用いて適宜情報共有し連携させていただいております。

4. 費用について

医療保険をご利用の方を対象に、月１回「訪問看護医療情報連携加算(1,000 円)」を所定の訪問看護費用に加算させていただきます(自己負担割合に応じた金額となります)。